市民活動関連の主要計画・関連施策等の経過

	～5年度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度 ～

総合計画等

●第6次総合計画
- 基本構想：H5（1993）～H27（2015）
- 基本計画：H5（1993）～H12（2000）
- 市民参加の推進、自主的な活動支援等の位置付け

○大和市行政改革大綱
- H8 年策定
- 地方分権時代の体制整備
- 行政改革・実行計画（H8～12）

□協働の視点が明示されているもの

新大和市行政改革大綱 ●
- H12.11 策定
- 特例市にふさわしい行政運営
- 協働の視点明確に位置付け

◎情報公開条例（H12.9）

●行政評価システム
- 事務事業評価（13 年度から試行）のなかで、協働領域のチェック

●第2期基本計画
- 計画期間：H13～H17
- ﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ：協働のまちづくりﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
- 「市民活動の推進」の項目を新設

主な部門別計画・自主条例

■保健福祉計画
- ｺﾞｰﾙﾄﾞﾌﾟﾗﾝ（H1）を受け H6.1 策定
- 長期指針、基本計画、高年者保健福祉計画で構成

□障害者福祉計画（9.3）

□児童育成計画（10.3）

高齢者保健福祉計画（H12.3）□
介護保健事業計画（H12.3）□

■地域防災計画
- H9.3 改訂

災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾏﾆｭｱﾙの作成（13 年度）□

□女性プラン
- H3.3 策定
- 男女共同参画型社会形成の指針

男女共同参画プラン（12.12）■

■生涯学習基本構想
- H7.10 策定
- 生涯学習推進の基本的考え方と施策

※生涯学習事業体系化の推進
- 生涯学習推進協議会　庁内検討体制
- 体系化報告書（H11.2、12.2）

※総合行政としての生涯学習推進

□まちづくり推進計画
- H1 年度策定
- まちづくりの基本計画

□住宅ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ（6.3）
□都市防災基本計画(6.3)
□景観ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ（8.11）
□緑化推進計画（4.3）等

■都市計画マスタープラン
- H9.3 策定
- 街づくりの基本計画
- インターネット活用：策定過程の公開

◎みんなの街づくり条例
- H10.3 月制定　H11.4 月全面施行
- 都市マス実現のための理念としくみ
- 基本理念：協働の街づくり

■情報化プラン
- H6.3.策定
- 地域情報化の推進

◎環境を守り育てる基本条例
- H9.12 制定
- 環境政策の大枠を定める

■環境基本計画
- H11.3 策定
- 環境保全、創造の基本方針

□環境配慮指針
- H12.2 決定
- 具体的指針

主な関連施策等

◆やまとまちづくりサロン
- H6.11 開設（市役所４階）
- まちづくり情報の提供　参加、交流の場

→ **◆ネットワークを活用した幅広い情報提供の推進**
◆地域情報化の推進に向けての積極的な基盤整備

◆主な市民活動関連施設
- コミュニティセンター（２０館）
- 学習センター（５館）
- 青少年センター
- 勤労福祉会館
- ボランティアセンター（社協）

行政への参加機会の拡大
- ◆各種計画や制度づくり、政策・施策決定過程への参加（審議会、懇話会の委員公募等）
- ◆イベントの企画運営への参加機会の拡大（実行委員会形式）

推進

◆公園づくりﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ　公園づくりへの地域住民の意見反映と自主管理
- なかよし公園（6.12～8.4）　・新生どんぐり公園（8.9～9.9）
- 南林間中央公園（8.10～9.9）　下福田南なかよし公園（10.7～11.3）
- （仮）桜森三丁目公園（12.7～13.2）　・ライラック通り防災公園（12～）

◆道路づくりﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ
- つきみ野歩道整備（10 年度）
- 桜森ﾌﾟﾛﾑﾅｰﾄﾞ整備（12.13 年度）

※公共サービスやまちづくりを担う NPO（民間非営利組織）への支援
- 従来からの人的、財政的支援
  補助金　事務局機能　後援　等
- NPO 法人支援パイロット事業（H12～）
  施設の提供、委託、補助金　等

※協働ルールの検討のなかで、支援の対象団体や内容の整理、体系化を推進

協働ルールに関連して
- 市民活動の活発化や分権の流れを受けて、市民活動関連の計画や施策は、徐々に取組みが進んできている。
- 具体的な事業実施の基本となる部門別計画においては、行政の行う事業への参加やボランティアとの協力等がうたわれており事業の改善が図られている。
- また、「みんなの街づくり条例」では、街づくりの分野における協働の理念やしくみが定められ、協働の街づくりが進んでいる。
- さらに、最近の全体的・総合的な計画等（総合計画、行革、行政評価）においても、協働の必要性が明確に位置付けられている。
- これらの動きをさらに加速し、協働の取組みを広げていくためには、大和市の実情に応じた統一的なルールとしての協働の理念やしくみを明らかにする必要がある。

※市民活動と行政の協働領域を踏まえた行政サービスの見直し
⇒行革や行政評価の取組みとあわせて推進
- 行政が自ら供給量や質を維持していく必要があるサービス
- 市民活動との協働によりサービス自体の量や質を見直していくべきサービス
- 行政自体のサービスではないが、今後その地域で充実していくべきサービス

大和市市民活動課　01.02.21